

児童相談所新任職員研修 「関係法令・制度の理解と運用」

弁護士 浅井裕貴

第1 未成年者について

1 未成年者とは

(1) 民法上の定義

原則20歳未満の者（民法4条反対解釈）

民法上、制限行為能力者（民法20条I）とされる。

(2) 制限行為能力者であることの効果

法律行為をするには、法定代理人の同意が必要（民法5条I）

(3) 法律行為とは

学問上、法律関係の変動を直接目的とする行為

やや不正確ではあるが、「法律行為≒契約」というイメージ

(4) 要するに

単独で契約ができないということ以外は、未成年者の行為は制限されていないということ。

2 ちなみに児童とは

(1) 児童福祉法上の定義

18歳未満の者（児福法4条I柱書き）

※18歳、19歳の者は、未成年者ではあるが、児童ではない。

(2) 学校教育法上の定義

保護者が小学校に通わせる義務を負っている子（学校教育法17条I、18条I）。厳密には「学齢児童」という。

小学校に在籍している子を「(学齢) 児童」と呼ぶイメージ。

3 未成年者に関する法律

(1) 意思能力がある未成年（10歳以上？）

一定の事件（親権者を争う事件など）当事者として意見が述べることができる（家事法252I）

一定の事件につき、家裁は未成年者の意思を把握しなければならない（家事法65，258I）

※ただし、意見・意思が尊重されるとは限らない

(2) 14歳以上

刑事責任を問われうる（刑法41）

ただし、14歳未満でも少年院送致されることはありうる（少年法24I③）

(3) 15歳以上

ア 一定の事件（親権者を争う事件、未成年後見人選任事件など）において、家裁は、未成年者の意見を聞かなければならない（家事法152I、178）。

※意見は尊重されやすい

イ 単独で養子縁組許可審判の申立ができる（家事法161II、118）

ウ 単独で未成年後見人の選解任審判の申立ができる（家事法177）

エ 労基法の最低年齢規制（労基法56I）から外れる

(4) 女性16歳以上、男性18歳以上

父母の同意（法定代理人ではないことに注意）があれば、結婚できる（民法731、737I）

(5) 18歳以上

ア 風営法の規制から外れる

イ 青少年保護条例の対象から外れる

ウ 労基法の年少者規制（57I）から外れる

第2 親権の内容

1 親権とは

未成年者に対する父母の権利義務

2 「権」とつぐが、権利だけではなく、義務もある。

3 親権の具体的内容

(1) 身上監護に関する内容

- ア 身上監護権（民法820）
- イ 居所指定権（民法821）
- ウ 懲戒権（民法822）
- エ 職業許可権（民法823I）

(2) 財産管理に関する内容

- ア 財産管理権（民法824）
- イ 法定代理権（民法824）

(3) お話した理由

4 親権に服する者

(1) 原則

未成年の子（民法818I）

(2) 例外

婚姻などで成年擬制を受けた未成年は除く

5 親権の行使者

(1) 父母が婚姻中である場合

ア 原則

父母が婚姻しているときは、父母の共同親権（民法818I）。

しかし、事実上、父母の一方が共同名義で同意すれば……。

イ 例外

一方が、法律上・事実上親権を行使できない場合には、離婚していなくても、もう一方のみが親権を行使することになる

(2) 父母が婚姻中ではない場合

- ア 婚姻後死別の場合は、生存している人が単独で親権を行使する。
- イ 婚姻後離別の場合は、離婚時に決めた方または判決で決められた方が単独で親権を行使する（民法819Ⅰ、Ⅱ）
- ウ 当初から婚姻していない場合
原則として母が単独で親権を行使する。

(3) 父母が両方とも親権を行使できない場合

未成年後見が開始される（民法838）。

6 未成年後見とは

(1) 選任方法

- ア 遺言（民法839Ⅰ）
- イ 家裁による選任（民法840）

(2) 内容

- ア 親権者と同様の事務（上記3）を処理する（民法857、859、867Ⅰ）。
- イ 未成年後見人が複数いる場合、財産管理の権限のみ別人に任せられることができる（民法857の2Ⅰ）。

(3) 費用・報酬

- ア 報酬については、家裁の審判によって、未成年後見人の財産から支払われる（民法862）。
費用については、家裁の審判を経なくても、未成年被後見人の財産から支払ってよい（民法861Ⅱ）。

イ では、未成年被後見人に財産がない場合はどうするのか？

(4) 未成年後見終了原因の主なもの

- ア 成人（婚姻による成年擬制も含む）
- イ 未成年者の死亡

ウ 親権者の復活・登場

第3 親権の制限

1 親権喪失の審判（民法834）

（1）効果

親権を失う。

（2）要件

虐待・悪意の遺棄・親権行使が著しく困難・親権行使が著しく不適當……の、いずれかにより子の利益を著しく害するときで、2年以内に解消の見込みがないとき

（3）申立権者

子・子の親族・未成年後見人・未成年後見監督人・検察官・児相長（児福法33の7）

2 親権停止の審判（民法834の2）

（1）効果

2年以内の期間で、親権が停止される（停止期間中は、親権喪失と同じ状態）。

（2）要件

親権行使が困難又は親権行使が不適當で、子の利益が害されるとき（「著しく」なくても良い。）

（3）申立権者

親権喪失と同じ。

3 親権者変更の調停または審判（家事事件手続法244、別表第二の8）

（1）効果

親権が非親権者に移る。その旨が戸籍に掲載される（家事事件手続法116、戸籍法79）

（2）要件

子の利益のため必要があるとき

(3) 申立権者

子の親族（子自身は含まれない）。

4 児相でよく聞く「親権代行」について

(1) 一時保護（児福法 33 I）中

ア 親権者も未成年後見人もいない場合

児相長が、親権を代行する（児福法 33 の 2 I）。

イ 親権者又は未成年後見人がいる場合

児相長は、監護・教育・懲戒に関し、必要な措置を執ることができる（児福法 33 条の 2 II）。親権者・未成年後見人は、当該措置を不当に妨げることは出来ない（児福法 33 条の 2 III）。

(2) 施設入所（児福法 47 I）中

(1) の記載の「児相長」を「施設長」に読み替えば良い。

第3 児童虐待防止について

1 児童虐待とは

(1) 定義

保護者が、18歳未満の者に対し、児童虐待防止法 2 条各号に掲げる行為をすること。

(2) 保護者とは

親権者、未成年後見人、その他の者で、児童を現に監護する者をいう。

(3) 児童虐待防止法各号に掲げる行為

ア 身体的虐待（児童虐待防止法 2 ①）

イ 性的虐待（児童虐待防止法 2 条②）

ウ 心理的虐待（児童虐待防止法 2 条④）

エ ネグレクト（児童虐待防止法 2 条③）

2 児相が主として関わる場合の被虐待児童救出の流れ概略

虐待の発見
↓
安全の確保
↓
調査・保護者対応
↓
措置

3 児相が主として関わる場合の被虐待児童救出の流れ詳細

(1) 虐待の発見

虐待を発見した者は、通告義務がある（児福法25、33条の12I、児童虐待防止法6）。

通告しても守秘義務違反に問われないし（児童虐待防止法6I）、通告者の秘密は守られる（児童虐待防止法7）。

(2) 安全の確保

安全確認および必要に応じ一時保護（児福法33I）をする（児童虐待防止法8II）。安全確認や一時保護をしようとする際には、警察の援助が受けられる（児童虐待防止法10）。

(3) 調査

ア 任意の調査、面接（児福法10I③、11I②ハ）

イ 出頭要求（児童虐待防止法8条の2）

保護者に対し、児童を連れて出頭するように書面で求めることが出来る。

ただし、警察の援助が条文上定められていないので、注意されたい。

ウ 立入調査（児童虐待防止法9I）

(4) 非協力的な保護者への対応（保護者が上記（3）に応じない場合）

ア 再出頭要求（児童虐待防止法9条の2）

手続自体は、出頭要求と同じ。

再出頭要求を拒むと、臨検・搜索の要件を満たすことになる。

イ 臨検・搜索（児童虐待防止法9条の3）

保護者が再出頭要求を拒み、かつ、児童虐待の疑い（「おそれ」ではない。）がある場合には、地裁・家裁・簡裁のいずれかの許可状を得て、臨検（住居等に立ち入ること）・搜索が出来るようになる。この場合も、警察の援助を求めることが出来る（児童虐待防止法10I）。

（5）児福法27条1項各号の措置

ア 児童又は保護者に対する訓戒、誓約書作成義務（児福法27I①）

イ 指導委託（児福法27I②）

ウ 家裁送致（児福法27I④）

エ 里親委託または施設入所（児福法27I③）

（6）（親権者や未成年後見人が（5）エに不同意の場合）家裁の承認審判による施設入所（児福法28、27I③）

上記（5）は、親権者または未成年後見人の意に反して行うことが出来ないとされている（児福法27IV）。

そこで、親権者または未成年後見人の意に反してでも里親委託または施設入所が妥当とされた場合には、家裁の承認審判を得て、里親委託または施設入所が可能になる（児福法28I）。

4 その他被虐待児童を救出する方法

（1）父母婚姻中

協議離婚（民法763）か、監護権者指定の申立（民法766II類推）

（2）父母離婚後

親権者変更または、監護権者のみ変更の調停・審判の申立（民法819VI）
なお、親権喪失・停止の審判も使うことが考えられる。

（3）父母死亡等で未成年後見人在職中

未成年後見人解任請求（民法 846）

（４）子が 15 歳以上の場合

子の直系尊属（祖父母など）と養子縁組をする（民法 798）。

（５）保護者が精神障害を持っており、自傷他害の恐れがある場合

措置入院か、医療保護入院

（６）保護者が犯罪行為（傷害や保護責任者遺棄など）に及んでいる場合

刑事告訴

（７）最後の手段

人身保護請求

以上